

裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行指針

1 試行の目的

裁判員裁判において、供述の任意性、信用性等について、取調べ状況等の客観的な記録による的確な判断を可能とするためには、いかなる方策が有効であるかを検討することを目的として、取調べの機能を損なわない範囲内で、警察における取調べについて録音・録画を試行するものである。

2 試行開始日

平成24年4月1日

3 試行の対象とする事件

試行は、裁判員裁判対象事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第2条第1項各号に掲げる事件をいう。）のうち、公判において供述の任意性、信用性等について争いが生じるおそれがあるなど、取調べ状況等を客観的に記録することが、裁判所等の的確な判断に有効であると認められるもの（被疑者が自白をしている場合に限らず、否認等をしている場合を含む。）を対象とする。ただし、次の場合は、対象から除外するものとする。

- (1) 被疑者が録音・録画を拒否した場合
- (2) 組織犯罪等において、録音・録画をすることにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の身体、名誉、プライバシー等の保護やその協力確保、その後の捜査等に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- (3) 被疑者が外国人である事件で通訳人の協力が得られない場合や、録音・録画をすることが時間的又は物理的に困難である場合等、録音・録画の試行に障害があると認められる場合

4 試行の対象とする場面

試行の目的に照らし、供述の状況、供述以外の証拠関係等を総合的に勘案しつつ、取調べの機能を損なわない範囲内で、身柄拘束中の被疑者に係る弁解録取又は取調べのうち、送致の前後や捜査過程の段階を問わず、捜査上又は立証上相当と認められる場面（例えば、次の(1)から(5)までに掲げる場面）を適切に選択し、必要と認める都度、録音・録画を実施するものとする。この場合において、供述

内容に捜査上又は立証上重要な変遷が見られるときには、その点に配意して録音・録画を実施すること。

- (1) 弁解録取を行う場面（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第130条第1項各号に掲げる処置をとる状況をいう。）
- (2) 供述調書に録取する前に、供述調書に録取する予定の重要な供述内容を被疑者に対して確認する場面又は否認する被疑者が自白に転じた後の供述内容やその変遷の理由を確認する場面若しくは否認している被疑者に弁解を尽くさせる場面等
- (3) 捜査過程の比較的早い段階で、完全な自白が得られていなくても、事実関係についての自白や、秘密の暴露等を録取した供述調書を作成する場合において、録取内容を被疑者に読み聞かせ、閲覧させ、署名押（指）印を求めている場面
- (4) 事件の全容がおおむね解明された時点で、犯行の概略等を録取した供述調書を作成する場合において、録取内容を被疑者に読み聞かせ、閲覧させ、署名押（指）印を求めている場面
- (5) 供述の経過、取調べの状況、既に作成された供述書又は供述調書に録取されている供述内容等について質問し、被疑者が応答する場面

5 録音・録画をする際の留意事項

- (1) 録音・録画の実施に際しては、担当検察官と緊密に連絡をとること。
- (2) 録音・録画の開始前に、被疑者に録音・録画をすることを告知すること。
- (3) 録音・録画の実施中においては、被疑者が自由に供述を尽くすことができるようにし、被疑者が供述を尽くしていないのに、取調べ官が一方的に録音・録画を中止することがないようにすること。
- (4) 録音・録画の実施中に、被疑者が任意に発言できる機会を設けること。

6 録音・録画に係る記録媒体の取扱い

録音・録画に係る記録媒体は、一切編集することなく保管し、刑事訴訟法の規定により検察官に送致するものとする。

7 警察庁への報告

試行の全国的な斉一性を図るべく指導・調整を行うとともに、その効果を検証する必要があることから、警察庁に対し、試行状況の報告を行うこと。